

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	指定障がい福祉サービス事業者に対する指定取消し等
根拠法令等及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項
根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項
参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1の17の3
設定等年月日	平成25年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象</p> <p>次の各号のいずれかに該当する障がい福祉サービス事業者</p> <p>(1) 指定障がい福祉サービス事業者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第36条第3項第4号から第5号の2まで、第12号又は第13号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス事業者が、法第36条第8項（法第41条第4項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>(3) 指定障がい福祉サービス事業者が、法第42条第3項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(4) 指定障がい福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、法第43条第1項の本市の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(5) 指定障がい福祉サービス事業者が、法第43条第2項の本市の条例で定める指定障がい福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障がい福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(6) 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(7) 指定障がい福祉サービス事業者が、法第48条第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(8) 指定障がい福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業員が、法第48条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障がい福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(9) 指定障がい福祉サービス事業者が、不正の手段により法第29第1項の指定を受</p>

けたとき。

- (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定障がい福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、指定障がい福祉サービス事業者が、障がい福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (12) 指定障がい福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障がい福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (13) 指定障がい福祉サービス事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障がい福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 処分内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項の指定の取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する。